

令和7年第2回蟹江町議会定例会会議録

|             |                      |         |      |         |
|-------------|----------------------|---------|------|---------|
| 招 集 年 月 日   | 令和7年6月24日（火）         |         |      |         |
| 招 集 の 場 所   | 蟹江町役場 議事堂            |         |      |         |
| 開 会 （ 開 議 ） | 6月24日 午前9時00分宣告（第3日） |         |      |         |
| 応 招 議 員     | 1 番                  | 武 藤 くるみ | 2 番  | 多 田 陽 子 |
|             | 3 番                  | 志 治 市 義 | 4 番  | 石 原 裕 介 |
|             | 5 番                  | 山 岸 美登利 | 6 番  | 飯 田 雅 広 |
|             | 7 番                  | 板 倉 浩 幸 | 8 番  | 水 野 智 見 |
|             | 9 番                  | 三 浦 知 将 | 10 番 | 吉 田 正 昭 |
|             | 11 番                 | 富 田 さとみ | 12 番 | 伊 藤 俊 一 |
|             | 13 番                 | 安 藤 洋 一 | 14 番 | 佐 藤 茂   |
| 不 応 招 議 員   |                      |         |      |         |
|             |                      |         |      |         |
|             |                      |         |      |         |

|                                                |                 |              |           |                        |         |
|------------------------------------------------|-----------------|--------------|-----------|------------------------|---------|
| 地方自治法第<br>121条の規定<br>により説明の<br>ため出席した<br>者の職氏名 | 常 特 別 勤 職       | 町 長          | 横 江 淳 一   | 副 町 長                  | 加 藤 正 人 |
|                                                | 政 推 進 策 室       | 室 長          | 小 島 昌 己   | 政 策 推 進 課 長            | 丹 羽 修 治 |
|                                                | 総 務 部           | 部 長          | 鈴 木 孝 治   | 総 務 課 長                | 藤 下 真 人 |
|                                                |                 | 税 務 課 長      | 服 部 幸 太   |                        |         |
|                                                | 民 生 部           | 部 長          | 不 破 生 美   | 健 康 推 進 課 長            | 後 藤 雅 幸 |
|                                                |                 | こ ども 福 祉 課 長 | 飯 田 陽 亮   | 保 険 医 療 課 長            | 山 田 尚 徳 |
|                                                | 産 建 設 業 部       | 部 長          | 肥 尾 建 一 郎 | 次 長 兼 ま ち づ くり 推 進 課 長 | 福 谷 光 芳 |
|                                                |                 | 土 木 農 政 課 長  | 東 方 俊 樹   |                        |         |
|                                                | 上 下 水 道 部       | 部 長          | 伊 藤 和 光   | 次 長 兼 水 道 課 長          | 石 原 己 樹 |
|                                                | 消 防 本 部         | 消 防 長        | 竹 内 豊     |                        |         |
| 本会議に職務<br>のため出席し<br>た者の職氏名                     | 教 育 委 員 会 事 務 局 | 教 育 長        | 服 部 英 生   | 教 育 部 長 教 次            | 舘 林 久 美 |
|                                                |                 | 教 育 課 長      | 兼 岩 英 樹   |                        |         |
| 議 事 日 程                                        | 議 事 務 会 局       | 局 長          | 萩 野 み 代   | 書 記                    | 荒 木 慎 介 |
| 議長は、次のとおり議事日程を配付した。<br>(会議規則第21条)              |                 |              |           |                        |         |

- 日程第1 議案第39号 蟹江中学校及び蟹江北中学校体育館空調機設置工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第40号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第29号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第30号 蟹江町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第32号 蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第34号 町道路線の廃止について
- 日程第7 議案第35号 町道路線の一部廃止について
- 日程第8 議案第31号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第33号 学戸小学校管理棟屋上防水等改修工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第36号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第37号 令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第38号 令和7年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第14 議案第39号 蟹江中学校及び蟹江北中学校体育館空調機設置工事請負契約の締結について
- 追加日程第15 議案第40号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）

○議長 伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和7年第2回蟹江町議会定例会の最終日でございます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、議事日程、議案第39号及び第40号の追加議案、議案第33号に関する請求資料、総務建設常任委員会及び民生教育常任委員会の審査報告書並びに議会運営委員会報告書を配付いたしております。

議員の皆様にお願ひがあります。本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持込みを許可しております。利用される皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、傍聴される皆さんにもお願ひ申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにいただくようお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る6月17日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

それでは、去る6月17日に開催されました令和7年第2回6月定例会第2回議会運営委員会の内容について報告を申し上げます。

1、意見書の審議結果について。

(1) 採択することになった意見書。これについては該当はありません。

(2) 不採択とすることになった意見書。

ア、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

イ、「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意見書。

ウ、高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書。

以上3件となります。

2、令和7年第3回9月定例会の日程について、これについては別添の資料をご覧ください。

令和7年第3回9月蟹江町議会定例会の会期予定表であります。

8月25日月曜日、議会運営委員会。

9月2日火曜日、議会の開会。終了の後、全員協議会を行います。

3日水曜日、全員協議会が前日に終了しなかった場合の予備日となっております。

5日金曜日、2つの常任委員会であります。

11日木曜日、一般質問。

12日金曜日、一般質問が終了しなかった場合の予備日となっております。

18日木曜日、決算審査。

19日金曜日、決算審査の予備日となっております。

25日木曜日、全ての審議が終了した後、閉会といたします。

3、追加議案について。

ア、議案第39号「蟹江中学校及び蟹江北中学校体育館空調機設置工事請負契約の締結について」。

イ、議案第40号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」。

以上2件を追加上程したい旨、理事者から申出がありました。最終日の冒頭で一括議題として取り扱います。

議案上程の後に暫時休憩として、直ちに全員協議会を開催し、内容に関する説明を受けることといたします。その後、本会議を再開して、議案ごとに質疑を行い、精読とし、追加日程により審議・採決することといたしました。

4、その他。

（1）9月議会議案説明会について。

日時、令和7年8月19日火曜日。これは午後2時になっておりますので、時間お間違いのないようお願いいたします。場所は3階協議会室となっております。

（2）あなたの意見を聴く会（仮称）について。

日時、令和7年10月25日土曜日午後2時から午後3時。受付は午後1時30分から行います。場所は蟹江町産業文化会館の3階会議室の1・2・3としております。

内容、昨年度までの議会報告会としての内容から、委員会活動報告を除き、意見を聴く会のみといたします。

なお、名称及び役割分担等詳細について、定例会最終日閉会後の議員総会で改めて協議することといたしました。

（3）議会ICT推進部会について。

定例会最終日閉会後の議員総会終了後、開催をお願いいたします。

報告は以上であります。

（13番議員降壇）

○議長 伊藤俊一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は配付のとおりです。

○議長 伊藤俊一君

日程第1 議案第39号「蟹江中学校及び蟹江北中学校体育館空調機設置工事請負契約の締結について」及び日程第2 議案第40号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

○教育部次長 館林久美君

それでは、おはようございます。

本日、追加上程させていただきました議案第39号のご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第39号「蟹江中学校及び蟹江北中学校体育館空調機設置工事請負契約の締結について」。

令和7年5月28日、制限付き一般競争入札に付した蟹江中学校及び蟹江北中学校体育館空調機設置工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、契約の目的、蟹江中学校及び蟹江北中学校体育館空調機設置工事。

2、契約の方法、制限付き一般競争入札による契約。

3、契約金額、金1億9,030万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金1,730万円）。

4、契約の相手方、愛知県津島市宮川町1丁目72番地、三和テクノ株式会社代表取締役、余郷達也。

5、支出科目、令和7年度蟹江町一般会計、9款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費、14節工事請負費です。

2ページをお願いいたします。

制限付き一般競争入札参加業者調書となります。

参加業者、三和テクノ株式会社の自己資本金、経営審査総合数値を載せてございますので、お目通しください。

3ページをお願いいたします。

入札公告の概要でございます。

1、本工事の契約は、地方自治法第234条の規定により、一般競争入札の方法によるものとした。

2、入札参加者の資格条件として、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による管工事業について、特定建設業又は一般建設業の許可を受け、営業年数が3年以上ある者

とした。

3、入札参加の資格条件として、令和6・7年度蟹江町入札参加資格者名簿に登録され、かつ名簿に記載された管工事の総合評価が800点以上で、愛知県内に本店又は支店がある者とした。

4、入札参加者の資格条件として、国又は地方公共団体が発注した工事で元請として、過去10年間に本工事と同種の工事を完了し、引き渡した実績がある者とした。

5、入札参加者の資格条件として、建設業法第26条に規定する当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を配置できる者とした。

4ページをお願いいたします。

令和7年5月28日水曜日午前9時10分に開札させていただきました入札執行調書でございます。

事業内容は、建築工事・電気設備工事・機械設備工事一式となります。

税抜き予定価格が1億7,391万円、税抜き最低制限価格が1億3,043万3,000円に對しまして、三和テクノ株式会社が税抜き価格1億7,300万円で落札いたしました。落札率は99%となっております。

以上のとおりご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第40号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」。

令和7年度蟹江町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億276万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の補正案につきましては、昨年実施しました定額減税し切れないと見込まれた方に対する当初調整給付について、今年度は、本来給付すべき所要額と当初調整給付との間で差額が生じた方に対して、その差額を不足給付として給付するための経費を計上させていただくものでございます。

それでは、歳入予算でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額が1億5,350万円の増額補正でございます。

内容といたしましては、重点支援地方交付金（定額減税補足給付金（不足額給付）事業）でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、10ページ、11ページのほうをお願いいたします。

歳出予算でございます。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、補正額が1億5,350万円の増額補正でございます。

内訳といたしましては、定額減税補足給付金（不足額給付）事業として、01報酬211万2,000円から13使用料及び賃借料42万7,000円までの事務費が合わせて1,350万円、18負担金、補助及び交付金として、定額減税補足給付金が1億4,000万円でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催いたします。

暫時休憩といたします。

（午前9時16分）

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

○議長 伊藤俊一君

議案第39号及び議案第40号の提案理由の説明は終わりましたので、これより議案ごとに質疑を行います。

○議長 伊藤俊一君

日程第1 議案第39号「蟹江中学校及び蟹江北中学校体育館空調機設置工事請負契約の締結について」の質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第2 議案第40号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」の質疑に入ります。

す。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

先ほども全協で聞きましたけれども、それとは別に、今回、定額減税の補足給付で、不足分の給付の事業で、定額減税そのものの給付金は1億4,000万円、そのほかに、あと残り1,350万円ということで、これ、事務手続の予算だと思うんですけども、今回、国庫補助金で1億5,350万円ということで、この事業自体の報酬等含めて、全て、毎回どんな事業をやるにしても、職員の報酬からいろいろかさんでいく中で、全て今までって全部もらえているのか、ちょっとそれだけ確認させてください。

○総務部長 鈴木孝治君

こちらのほうの給付金といいますか、定額減税ですとか給付の事業につきましては、全て国庫補助の対象となりますので、今、現金が既に入っているかどうかというのは、ちょっと私のほうでは確認は取れないんですが、全て補填されるものだとということで理解しております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

全て大体もらえるということで、安心はするんですけども、国も交付金を活用するのに、どんな事業に対しても本当に、最終的には自治体が全てみんなやるということで、国もこの辺のことを本当に分かっているのかということがあって、全てもらえるならいいんですけども、そこで多過ぎるとか、その辺のことって、言われることってあるんですか。ちょっと何とも……

○総務部長 鈴木孝治君

これまで、税務課のほうで去年初めてやって、今年また不足額給付ということでやらせてもらうんですけども、こちらのほうで報告した金額に対して、そのように多過ぎるとか、そのような指摘はされておられません。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

したがって、議案第40号は精読とされました。

ここで、教育課長の退席と上下水道部次長兼水道課長、土木農政課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前10時35分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 伊藤俊一君

日程第3 議案第29号「蟹江町税条例等の一部改正について」、日程第4 議案第30号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」、日程第5 議案第32号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について」、日程第6 議案第34号「町道路線の廃止について」、日程第7 議案第35号「町道路線の一部廃止について」を一括議題といたします。

本5案は総務建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務建設常任委員長 三浦知将君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○総務建設常任委員長 三浦知将君

それでは、総務建設常任委員会に付託されました5案件につきまして、去る6月10日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第29号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、蟹江町税条例第20条中にある公示事項及び不特定多数の者が閲覧することができる状態について説明を求めるといった内容の質疑がありました。

これに対し、書類を送達する際に送達できなかったものについて、広く掲示したことで送達したとみなすものが公示送達で、公示事項はその掲示する事項のことである。また、インターネット上において、ホームページ等で公示事項を掲載することによって送達したものとみなすという趣旨の改正であり、掲示板であれば町内のみになるが、インターネット上であれば全国各地どこでも見られるような状態になるという内容の答弁がありました。

次に、特定親族特別控除について説明を求め、また、対象者への周知はしているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、特定扶養親族とは、主に大学生年代である19歳以上23歳未満の者を扶養する際に使われる言葉で、一般の扶養親族よりも控除額が増える年代となっている。特定親族特別控除のみの周知については検討していないが、その年齢層の方の所得によっては、税務課で特定親族特別控除として振り分けるという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町税条例第75条第1号ウについて、この区分は新設されたのかという内容の質疑がありました。

これに対し、本年の11月頃に排ガス規制の見直しが行われ、50cc以下の原動機付自転車を作ることが困難となるため、125cc以下の原動機付自転車の出力を4キロワットに抑える形にし、原動機付自転車と同等の性能に落とすことで、原動機付自転車免許でも乗れるようにするための新しい基準を設けたという内容の答弁がありました。

次に、たばこ税の改正の概要について説明を求めるといった内容の質疑がありました。

これに対し、電子たばこではなく、たばこ葉を利用している加熱式たばこについての換算方法の見直しであり、今までは、たばこ1本当たりの重量と価格によって税額が決まっていたが、今後は国で認定された1本当たりの重量のみで換算され、それに基づいて申告されることになるという内容の答弁がありました。

次に、一部改正要点にある大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置とはどのようなものか、また、該当するようなマンションは町内にあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、減額の対象となるのは、築後20年以上が経過している10戸以上のマンションで、今回は大規模修繕工事を過去に1回以上、適切に行っているものが対象である。また、これは県に計画申請を出し、認可が下りて工事をしたものに関して減額を行うものであるが、今のところ、県に計画申請が提出されているのは町内では1棟のみであるという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町税条例附則第10条の3第14項について説明を求めるといった内容の質疑がありました。

これに対し、条例改正前はマンションを購入した区分所有者個人が申告する必要があったが、今回の改正で、マンションの管理組合等が代わりに申告することが可能になったという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第29号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、附則に記載されている条例で定める割合について説明を求めるといった内容の質疑がありました。

これに対し、地方税法で税率等は基本定められるが、市町村単位ごとに条例で定めることができるように地方税法が委ねている部分の割合という意味であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第30号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について」を議題としました。

今回の条例の一部改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴うもので、水道法施行令における布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件が見直しされたためであると補足説明を受けた後、審査に入ったところ、改正内容について具体的な説明を求めるといった内容の質疑がありました。

これに対し、資格要件における実務経験についての見直しで、水道だけではなく下水道等に関する実務経験を含められるようになった。ただし、実務年数の半分以上が水道業務に該当する場合に限るため、3年以上の場合、少なくとも2年は水道業務を経験していれば、その資格に該当すると改正された。また、大学等で専攻する科目について、従前は土木工学科以外の学科を考慮していなかったが、機械工学や電気工学を履修していれば資格要件に該当すると改正された。これにより水道業務だけに限定されていたものが、下水道もしくは土木での実務経験も加味されるようになり、資格要件を満たす職員の人数が確保されることになるという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第32号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「町道路線の廃止について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の廃止は町から道路に隣接する所有者へ申し入れたのか、また、この路線は隣接する所有者に売却するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、隣接の土地所有者からの申請により路線廃止の運びとなった。土地の処理としては基本的には払下げで、売買契約を締結し、所有権移転するという内容の答弁がありました。

次に、廃止の可能性がある路線は町内にほかにもあるのか、また、ほかにもある場合は、町から隣接の土地所有者に申入れをして払い下げるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、蟹江町が管理している道路が1,057路線、全延長として199キロメートルであり、この中でも改良が進んでいない砂利敷きのところで、幅員が1.5メートルと狭いところが10キロメートル程度ある。このようなところが、今後廃止の可能性としてはあると認識している。また、払下げについては、基本的には隣接の方からの申請により検討し、土地利用計画等を確認しながら進めていきたいと考えているという内容の答弁がありました。

次に、払下げ決定までに要する期間は最低どの程度かという内容の質疑がありました。

これに対し、議会での議決を得る必要があり、その後、用地測量等を確定させながら分筆等を行うという流れがあり、最低でも3か月から4か月ほどかかるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第34号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号「町道路線の一部廃止について」を議題としました。

審査に入ったところ、払下げに当たり、道路利用者の有無は検討したのかという内容の質疑がありました。

これに対し、近隣の交通状況等を考慮しながら決定している。一般の利用者が通ることはないという内容の答弁がありました。

次に、廃止する部分は延長、幅員から相当な面積であると見受けられるが、もともとは水路であったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、構造を見ると、もともとは水路と道路が併設してあったと考えられるという内容の答弁がありました。

次に、今回払い下げるのは道路部分のみで、水路は機能していると解釈していいかという内容の質疑がありました。

これに対し、水路の機能は失っていないため、公用として管理していく。道路部分のみ今回は払い下げるという内容の答弁がありました。

次に、金額の査定に関しての考えはあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、土地状況によっては価格の変動が多少あるが、基本的には固定資産評価額に国税局の財産評価基準の倍率を乗じて査定することになるという内容の答弁がありました。

次に、路線の一部を廃止して、残りの部分を町道として残す理由について説明を求めるという内容の質疑がありました。

これに対し、地権者からの要望もなく、まだ整理ができていないところもあるため、今回は廃止を見送り、管理していく路線としてそのまま存続をさせる予定であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第35号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(9 番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 伊藤俊一君

これより、議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第3 議案第29号「蟹江町税条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

○7 番 板倉浩幸君

議案第29号、委員長報告に若干なかったもので、ちょっとお伺いします。

今回、町民税について、特定扶養控除の創設で、基本103万円から123万円になったんですけれども、ここの場で、実際にこれが創設されて、蟹江町は多分減収になると思うだけけれ

ども、その辺の影響額って分かりますでしょうか。

○総務建設常任委員長 三浦知将君

そのような答弁はありませんでした。

○議長 伊藤俊一君

他にございますか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第4 議案第30号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第5 議案第32号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第6 議案第34号「町道路線の廃止について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論はないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第7 議案第35号「町道路線の一部廃止について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、上下水道部次長兼水道課長、土木農政課長、税務課長の退席と教育課長、保険医

療課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前10時55分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時56分)

○議長 伊藤俊一君

日程第8 議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は民生教育常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。  
民生教育常任委員長 山岸美登利さん、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○民生教育常任委員長 山岸美登利君

それでは、民生教育常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る6月10日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

板倉委員から請求のあった資料を事前に配信したという補足説明を受けた後、審査に入ったところ、昨年の条例改正では後期高齢者支援金等課税額の限度額到達所得が1,133万円であったが、今回の改正では951万円である。これは、令和7年度の国民健康保険税を見直したことで下がったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、保険税率の見直しにより951万円となったという内容の答弁がありました。

次に、課税限度額は毎年引き上げていくものかという内容の質疑がありました。

これに対し、国が被用者保険のルールとのバランスを考慮して、将来的に賦課限度額超過世帯が1.5%に近づくように段階的に引き上げている。また、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の賦課限度額超過世帯割合が前年と比較して増加しているか、それにばらつきが見られるかを基準として、引上げ幅を設定しているという内容の答弁がありました。

次に、基礎課税額の改正後限度額到達所得は1人世帯の場合で779万円であるが、課税限度額の引上げを保険料の見直しの際に考慮したのかという内容の質疑がありました。

これに対し、課税限度額が上がらなかった場合、年々増加する医療費や後期高齢者支援金分を中間所得世帯及び低所得世帯を含む全ての方にさらにご負担いただくことになるため、見直すことにより若干中和されるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第31号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(5番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 伊藤俊一君

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第9 議案第33号「学戸小学校管理棟屋上防水等改修工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○10番 吉田正昭君

資料を請求しましたところ、ありがとうございました。それについて、ちょっとお聞きしたいと思いますが、屋上の写真なんです、これは今見てみますと、大分傷んでおりますよね。現状を把握されたのはいつなのかなということと、この改修に対する計画は、いつ頃から考えてみえたのかということと、もう一つ、アスファルト防水工法ということで、耐用20年ということになっていますが、ほかの方法もあったと思いますが、なぜこのアスファルト防水工法を選んだのかという点をちょっとお聞きしたいと思います。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました期間について、計画についてですが、こちらのほう、屋上のほうですが、3、4年ぐらい前にこのような状態を確認しました。計画は、2、3年ぐらい前から一応計画を立てて検討してまいりまして、今回実施する運びとなりました。

アスファルト防水工法につきましては、塗膜防水もありましたが、そちらのほうは耐用年数のほうが15年とちょっと短かったので、耐用年数の長いこちらのアスファルト防水工法を採用させていただきました。

以上でございます。

○10番 吉田正昭君

ありがとうございます。

大分前から多分、確認はしてみえたと思うんですが、予算上の問題もあるでしょうし、いろいろな計画もあるので、今回に至ったというふうに解釈しておりますが、例えばほかの小中学校の屋上の現状等はどのように把握してみえるかということと、もう一つ、費用的な面、例えば20年と15年で、耐用年数の問題もあるし、建て替えの問題もあると思うもので、今回はアスファルト防水でいいのかなと私も思っていますので、取りあえず屋上の防水に関しては、ほかの小中学校はどのような現状になっているか把握してみえるか、お聞きしたいと思っています。

○教育課長 兼岩英樹君

今の質問に対しまして、どのように把握しているかということで、今、各学校、学戸小に加えて、ほかのところも調査、現場のほうを見せていただきました。ちょっと実施をやらないといけないかなというのは、舟入小学校の屋上等を考えてはおります、今の段階ですが。

あと、ほかのところにつきましては、ここまでひどくありませんので、また現場のほう、学校さんのほうも調査して、不具合がある場合は対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○10番 吉田正昭君

ありがとうございます。

今、舟入小学校という話が出たんですが、やはり避難所ということで、避難訓練のときに私も屋上に上ったことがありますので、ぜひともお願いしてきたいと思います。

それから、次に、管理棟の軒天の話なんですが、これはどのような工事をされるのか。そして、屋外トイレですね、今回は屋外トイレが出たんですが、写真に。これはどういう意味で、どのような関係で、どのような工事をするのか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま質問のありました管理棟の軒天のところでございます。今、写真が多分、2ページのところについていると思いますが、こちらのほうが剝離をしておりますので、全体的にこちらのほうの剝離の部分の剝がし、そこを補修していくという形になります。

また、屋外トイレのほうでございますが、こちらにつきましては、左側につきましてはトイレの屋上の部分になります。こちらのほうの防水のほうも施工させていただきまして、対応していきたいと思います。樹木のほうがかかっておりますので、こちらのほうも伐採を少し、一部させていただいて、対応していきたいと思います。

右手の部分でございます。こちらにつきましては、ブロックのほうを全部撤去し、新たにアスファルトで補修をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○10番 吉田正昭君

ありがとうございます。

今回、大規模工事になると思うんですが、ついでに軒天とかトイレのほうもやっていただくというのは非常にありがたいと思いますので、今後、ほかの小中学校におきましても、できるだけ早め早めに手を打っていただいて、修繕等をしていただいて、できるだけ長く維持していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他にございますか。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤洋一です。

今、吉田議員からも質問があったやつにつながるんですけども、管理棟の軒天、実は以前、教育課長にも相談をさせてもらったんですけども、学戸は体育館のほうもかなり傷んでいるのがあって、中の鉄筋がむき出しになってきておるのもご存じだと思うんですけども、そちらのほうは、今回は含まれてはいないということなんでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま質問のありました体育館のほうの軒天のところでございますが、こちらのほうもできる限り、できればと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

できる限りということなので、予算との兼ね合いでということなんですかね。こちらからも、できる限り整備をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今、安藤議員からあった体育館、確かに体育館も大分ひどいんですよ。今、工事やればやりたいということだったんですけども、それは予算に入っているんですか。ちょっとその辺をお願いします。

○教育課長 兼岩英樹君

今の工事の中には含まれておりませんので、ということになります。今後ちょっと検討、やっていければと考えております。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他にございますか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで、教育課長、保険医療課長の退席と産業建設部次長兼まちづくり推進課長、健康推進課長、土木農政課長、政策推進課長、こども福祉課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前11時11分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時12分)

○議長 伊藤俊一君

日程第10 議案第36号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

15ページにある保健センターの管理費ということで、今回、保健センターの改修工事で2,200万円ほど入っているんですけども、この工事内容って分かりましたら、お願いします。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました保健センターの改修工事の内訳について、ご説明をさせていただきます。

こちらの工事でございますが、まず照明器具LED化の改修工事の監理委託料の予算額としまして、75万4,000円を計上しております。また、屋上の防水の改修工事の監理委託料としまして、20万4,000円を計上しております。

また、今回の工事の内訳としまして、照明器具LED化の改修工事としまして予算額が

1,898万6,000円、また、屋上の改修の防水工事としまして予算額が314万6,000円を計上しております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

基本的に、LEDにほとんど、LEDと、先ほどから学戸小学校の屋根の防水という話も出ただけけれども、LEDの機器の交換とLED自体と屋上の防水で、今回は300万円、先ほどの、面積が全然違うのかもしれないけれども、工事内容として、さっきも学戸小学校の屋根の防水工事で、アスファルトとかいう話なんですけれども、ここはどんなふうにする予定なんですか。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました屋上の防水工事の工法についてということでございますが、今現在、手元に資料がなかったものですから、工法という具体的なものについてはちょっと把握しておりません。申し訳ございません。

○7番 板倉浩幸君

資料ないということで、後でもいいので、どんな内容か、実際その方法がいいのか、耐用年数、先ほどの20年なのか、その辺も含めて、そういうことで公共施設が、屋上の防水がこれから本当、出てくるのかなということがあるので、ぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他にございますか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決いたしました。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、健康推進課長、土木農政課長、政策推進課長、こども福祉課長の退席と教育課長、税務課長、保険医療課長の入場を許可いたします。入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前11時16分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

○議長 伊藤俊一君

日程第11 議案第37号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第12 議案第38号「令和7年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第13 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務

調査及び所管事務審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

お諮りいたします。

精読となっております議案第39号「蟹江中学校及び蟹江北中学校体育館空調機設置工事請負契約の締結について」、議案第40号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」の計2案をこの際日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、2案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第14 議案第39号「蟹江中学校及び蟹江北中学校体育館空調機設置工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第15 議案第40号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

1点だけ確認させてください。

今までもいろんな交付金があって、ほとんどが国庫補助金でもらえるんですけども、ちょっと流れ的に、国庫補助金がもらえるはいいんですけども、いつ頃の、今までもそうで、多分、最初に蟹江町が町民の皆さんに対象者に払って、後から来る感じですか。ちょっとその辺を今までも、じゃ実際に、払えない場合はまだないと思うんですけども、いわゆる立て替えて払うという感じなのか、ちょっとその辺お願いします。

○総務部長 鈴木孝治君

事業を進めていくに当たりまして、実績値といいますか、そういったものが分かってくるんですけども、最初から国からお金が頂けているわけではなくて、実績を報告した上で、最終的にお金を全て頂くという中身になっております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

そうなんだよね。今の事務費も含めて、最終的にこれだけかかりましたよということで、そのことをやって、先に町のほうが払って、タイムラグ的には、大体いつもどのぐらいあるんですか。早く入ってくる、その辺がいつも、どうなのかなと思いつつながら、厳しい財政の中で何とかやっている中で、今後もこういうことになって、ここまで大きい事業はどうかと思うけれども、その辺ありましたら。

○総務部長 鈴木孝治君

実際入ってきた日付とか、ちょっと記憶していなくて申し訳ないんですけども、大体、例えば今回、調整給付、またやらせてもらうんですが、最終の支払いが、申請の締切りが10月末ぐらいを予定しておりまして、そこからやっていくと11月、たまに12月ぐらいまでかかる場合もあるんですが、そういった支払いをやった後での最終的な報告になるので、恐らく今年の分も、年をまたいでからの最終的な実績報告をして、それからの入金になってくると想定しております。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

これで、本定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和7年第2回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時27分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

伊 藤 俊 一

1 番 議 員

武 藤 くるみ

2 番 議 員

多 田 陽 子